

平成元年政令第二百五号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令
内閣は、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一号、第三号ロ及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第四項第一号の政令で定める要件）

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第一号の政令で定める要件は、診療所が附置されていることとする。

（法第二条第四項第三号ロの政令で定める事業）

第二条 法第二条第四項第三号ロの政令で定める事業は、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業とする。

（基金の財源に係る国の負担）

第三条 法第六条の規定により、国が都道府県に対して負担する額は、同条に規定する都道府県事業の内容、これに要する経費の額及び同条の基金により支弁する経費の範囲その他の事情を勘案し厚生労働大臣が定めるところにより算定した当該基金の財源に充てるために必要な資金の三分の二（法第四条第二項第二号ロに掲げる事業に要する経費に係るものについては、その全額）に相当する額とする。

（大都市等の特例）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第十一条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十一の二第一項に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第十一条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十第一項に定めるところによる。

（連結情報提供に係る手数料の額）

第五条 法第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する連結情報照会者が納付すべき手数料の額は、同項の厚生労働省令で定める情報千件までごとに五十五円とする。

（費用の負担）

第六条 法第三十九条の二第一項に規定する者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）とともに行う国民健康保険にあつては、都道府県。以下この項において「医療保険者等」という。）がそれぞれ負担する費用の額は、各年度における法第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務に要する費用を、当該年度の前々年度（以下この項において「基準年度」という。）における全ての医療保険者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七條第四項に規定する加入者（次項において「加入者」という。）、同法第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者並びに法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める者から給付を受け、又は当該者が行う事務の対象となる者（以下この項において「加入者等」という。）の総数で除して得た額に、基準年度における各医療保険者等に係る加入者等の数を乗じて得た額とする。

2 合併若しくは分割により成立した医療保険者（法第三条第三項に規定する「医療保険者」という。以下この項において同じ。）、合併若しくは分割後存続する医療保険者又は解散した医療保険者の権利義務を承継した医療保険者（以下この項において「成立医療保険者等」という。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下この項において「合併等年度」という。）における加入者の数は、次の各号に掲げる成立医療保険者等の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

一 合併又は分割により成立した医療保険者 当該合併により消滅した医療保険者又は当該分割により消滅した医療保険者若しくは当該分割後存続する医療保険者から当該医療保険者に引き継がれた合併等年度の加入者の数

二 合併後存続する医療保険者又は解散した医療保険者の権利義務を承継した医療保険者 当該合併又は解散前における当該医療保険者に係る合併等年度の加入者の数に当該合併又は解散により消滅した医療保険者から当該医療保険者に引き継がれた合併等年度の加入者の数を加えて得た数

三 分割後存続する医療保険者 当該分割前における当該医療保険者に係る合併等年度の加入者の数から当該分割により成立した医療保険者に引き継がれた合併等年度の加入者の数を控除して得た数

（調剤済みとなった電子処方箋の保管に係る手数料の額）

第七条 法第三十九条の二第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会が徴収することができる手数料の額は、法第三十九条の二第二項に規定する業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二千五百円とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年四月一日政令第一四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日政令第一五四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日政令第一五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(以下「二部改正法」という。)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年六月二十五日政令第二二五号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月二十八日政令第一六〇号)

この政令は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年九月二十七日政令第二七二号)

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定(同法第七条の規定に限る。)の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。

附 則 (令和四年二月二十八日政令第四〇七号)

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和五年一月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二十五日政令第六六号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。